

男女の権利が尊重される社会の実現をめざして

名護市 男女共同参画 推進条例の手引

平成24年4月1日から施行されました!



名護市

《まえがき》



『あけみお、それは朝日に輝く水面、豊穣と発展をもたらす水の道。私たちの名護市は、名護湾、羽地内海、大浦湾と海に開け豊かな自然を有し、豊穣をもたらす「あけみおのまち」として、農業、商業、漁業と多彩な生活圏を形成し、歴史と文化を継承、発展してきた。

この“まち”において、全ての人が人間として性別に関わりなく個人として尊重され、個性と能力を十分に發揮し、生きがいを持つことのできる社会の実現は、私たちの切なる願いである。

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、国際婦人年以降の世界的な取組と連動する中で、女性の地位向上に向けた法制度の整備は行われてきた。

名護市では、これまで「名護市男女共同参画計画あい・愛プラン」を策定し、市民への啓発活動や女性フォーラム、女性史展の開催など市民との協働で男女共同参画に関する施策を推進してきた。しかし、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識及びこの意識に基づく不平等な慣習は、今も根強く残っている。特に、意思決定の場への女性の参画は不十分な状況にあり、男女平等の達成に向けてなお一層の努力が求められる。

名護市においても、少子・高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加、集落地域での過疎化等の社会構造の変化があり、現状に的確に対応していくためにも男女が共に支え合う社会基盤の整備は、市政の重要な課題となっている。

ここに、私たち名護市民は、男女が人間としての誇りを持ち一人ひとりの責任において、平和で希望に満ちた活力あるまち、かつ、持続可能な社会の構築を目指すこととする。そのため、市、市民、市民団体、教育関係者及び事業者が一体となって、男女平等を前提とした上で、さらに男女が対等にあらゆる分野に参画する男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定する。』 条例前文より

この条例は名護市民の熱い思いを受けて施行されました。

この冊子が市民の皆様の限りない幸せと希望のために活用される事を祈念します。



男女共同参画とは(2条「定義」より)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うことをいいます。

条例を制定した理由

名護市では、これまで女性の自立と地位向上を図り、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきました。しかし、社会全体では、まだ性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく制度・慣行などが依然として残っています。そのため、市、市民、市民団体、教育関係者及び事業者の皆さんが、男女共同参画を推進することにより、男女の入権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、条例を制定しました。



男女共同参画を推進するための基本理念(第3条)

市、市民、市民団体、教育関係者及び事業者が男女共同参画を推進していく上で基本となる考え方で、次の**6つ**があります。

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、個人の能力を発揮できる機会を確保すること。

社会における制度及び慣行についての配慮

固定的役割分担意識にとらわれず、社会において男女が制度や慣行によって差別されないようにすること。

性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思や、妊娠、出産など女性の性と生殖に関する事からについて生涯にわたり尊重すること。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとしてさまざまな方針の立案や決定に参画する機会を確保すること。

家庭生活での活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が互いに協力し社会の支援も受けながら、家庭生活での活動と他の活動を行うことができるようすること。

国際社会との協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

条例の構成



基本理念（第3条）

責務

市
(第4条)

市民
(第5条)

市民団体
(第6条)

教育関係者
(第7条)

事業者
(第8条)

●市・市民等の協働（第9条）

市・市民等は、それぞれの主体的な取組及び協働により男女共同参画を推進するものとする。

●性別による人権侵害の禁止（第10条）

何人も、職場、学校、地域、家庭、その他のあらゆる分野において性別による差別的な扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワー・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

●公衆に表示する情報に関する配慮（第11条）

何人も、公衆に表示し、又は発信する情報においては、次の各号の表現を行わないよう配慮しなければならない。

①性別による固定的な役割分担を助長し、又は連想させる表現

②性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する過度の性的な表現

基本的施策

- 施策の策定に当たっての配慮（第12条）
- 男女共同参画行動計画（第13条）
- 積極的改善措置（第14条）
- 農林水産業その他の産業における推進（第15条）
- 市民等への啓発（第16条）
- 市民等の活動への支援（第17条）

- 調査研究（第18条）
- 実施状況の公表（第19条）
- 苦情の申出及び処理（第20条）
- 男女共同参画推進月間（第21条）
- 審議会の設置及び権限（第22条）
- 規則への委任（第23条）

男女共同参画社会をめざします

名護市男女共同参画社会の実現にむけて みんなで取り組みましょう

責務(第4条～第8条)

男女共同参画の推進に、市民、市民団体、教育関係者及び事業者の皆さんと市が協働して取り組むために、それぞれが果たすべき責務を定めました。

市は

☆積極的改善措置を含む男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施します。(第4条)

事業者の みなさんは

☆その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場、家庭、地域における活動を両立して行えるよう職場環境の整備に努めましょう。

☆市が実施する施策に協力しましょう。(第8条)

市民の みなさんは

☆家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野で、男女共同参画の推進に寄与するよう努めましょう。

☆市が実施する施策に協力しましょう。(第5条)

協働 (第9条)

教育関係者の みなさんは

☆男女共同参画社会の形成における教育の果たす役割の重要性を深く認識し、教育を行うように努めましょう。(第7条)

市民団体の みなさんは

☆その活動において、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保するよう努めましょう。

☆市が実施する施策に協力しましょう。(第6条)



男女共同参画に関する用語解説

社会的性別(ジェンダー)の視点

人間には生まれついての生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)といふ。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していくこととするものである。このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣習の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。



積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)

機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。なお、これは男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

(性と生殖に関する健康・権利の確立):いつ何人子どもを産む・産まないを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じた性と生殖に関する課題が広く議論されている。このようにライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。



○内閣府 男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会
「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向報告書より(平成19年7月)

ドメスティック・バイオレンス(DV)

いわゆる「配偶者からの暴力」であり、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年12月2日施行)では、被害者の性別は問わず、配偶者(事実婚、元配偶者も含む)からの暴力(身体的・精神的・性的暴力)とされている。

○上記法律では、配偶者に該当しない交際相手からの暴力は含まれていないが、県が平成18年2月に策定した「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」では対応を進めることとしている。

セクシュアル・ハラスメント

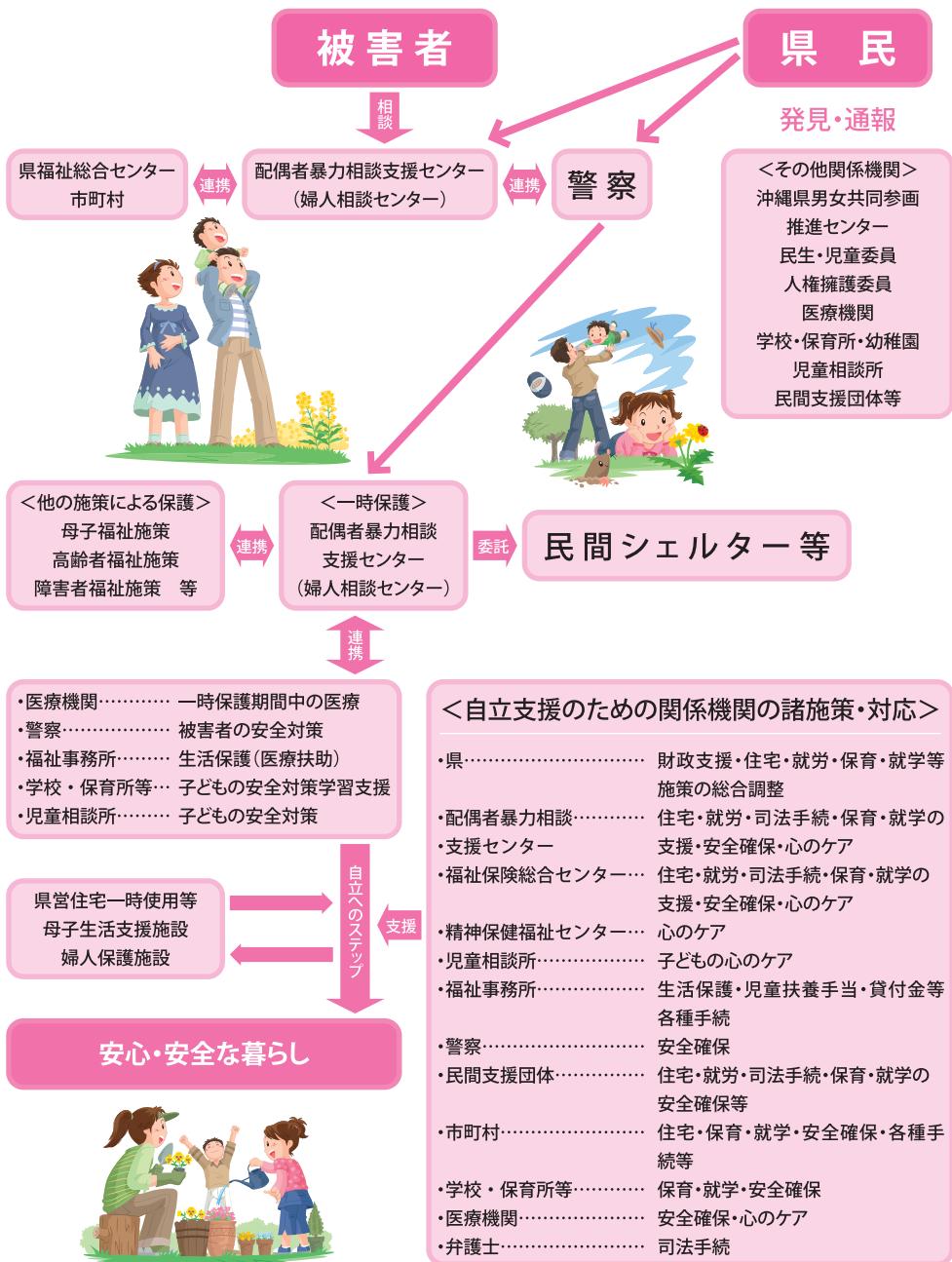
時・場所・相手をわきまえずに、相手を不愉快にさせる性的な言動をいう。セクハラとなるかは、あくまで平均的女性がその状況で、そのような言動を受けた場合、不快を感じるかを基準に判断されます。

パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

支援の流れ(フローチャート)

関係機関の連携によるDV被害者の支援の流れは次のとおりです。



配偶者からの暴力防止及び

配偶者からの暴力 いろいろな形態があります。

配偶者▶ 男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。
※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。

暴力▶ 身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。
※保護命令の申立てでは身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象。

相談 いろいろな機関で相談を行っています。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村が設置している配偶者暴力相談支援センターもあります。

- ①相談又は相談機関の紹介
 - ②カウンセリング
 - ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
 - ④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
 - ⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
 - ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ※①～⑥のうち、実施されている事業は、各施設によって異なります。
※全国に179箇所設置されています(平成20年1月現在)



警 察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

一時保護 配偶者から逃れたい。

婦人相談所では

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。婦人相談所は、各都道府県に必ず1つ設置されています。お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

※一時保護は、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間のシェルター等に委託されることもあります。

自立支援 自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センターでは

自立支援のため、生活の支援、就業の支援、住宅の支援等に関する様々な情報を提供しています。

被害者の保護に関する法律

保 護 命 令 配偶者が近寄ってこないようにしたい。

被害者が配偶者からの身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

保護命令には以下の種類があります。

被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。

退去命令

配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等^(※1)身辺につきまとったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。^(※2)



※1対象は、

- ①被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- ②被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(①以外の被害者の子も含む)です。

※2被害者本人への接近禁止命令が発令される間に限ります。

電話等禁止令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等^(※1)を禁止する命令です。

期間は6か月です。^(※2)

※1対象は被害者本人のみです。

※2被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

○事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立てもできます。

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

通 報

- 配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。
- また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。
(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)

市は、男女共同参画の推進に当たって 次のような取組を行っていきます。

総務部

- ・市全体の取組を進める計画をつくります。
- ・市が設置する審議会などの委員について、男女の数のバランスを図ります。
- ・育児・介護休業利用促進を図ります。
- ・6月の男女共同参画月間の行事として次の事業を実施します。
①市内小、中、高校・一般に対し男女共同参画に関する一行詩を募集し、
優秀作品を表彰
②講演会等の開催
- ・毎年度、市の取組状況をチェックし、その内容を評価します。



福祉部

- ・中学生を対象とした思春期教室で性と生殖に関する健康と権利の普及
(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)
- ・パパママ教室
- ・ファミリーサポートセンター



教育委員会

- ・学校や公民館などあらゆる学びの場で、男女共同参画の意識を育むようにします。
- ・市及び市民等の協働により男女共同参画社会を推進するものとします。
- ・男性の家事習得の支援
- ・小・中学校での人権教育の推進

産業部

- ・農林水産や商工業等自営業における男女のパートナーシップの形成
- ・職業能力開発の促進と女性起業家への支援



名護市内の女性問題

(DV・夫婦間の問題等)に関する相談窓口



夫や恋人からの暴力、家庭や夫婦間の問題、人間関係、生活困窮等女性の抱える様々な問題についての相談

DV
関係

人間
関係

生活
関係

関係
機関

◎沖縄県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)

☎098-854-1172 ◇月～金午前8:30～午後6:00 ◇土日祝祭日 午前8:30～午後5:00(年末年始除く)
☎098-854-1173 ◇(夜間は相談予約のみ)

◎女性の人権ホットライン(那覇地方法務局・人権擁護課)

☎098-853-1102 ◇月～金 9:00～17:00(12:00～13:00除く) ※年末年始除く

◎北部配偶者暴力相談支援センター(北部福祉保健所内)(☎0980-52-0051)

◎全国共通DVホットライン(☎0120-956-080)

●名護市こども家庭部家庭政策課(☎53-1212／内線113／直通53-6517)

※0～18歳未満の児童の福祉(児童扶養手当、乳幼児医療助成、ひとり親家族に関する相談や他機関紹介。
※DVなどの暴力や夫婦の不和など女性の抱えている悩みについて電話、来所相談(要予約)を行う。◇月～金9:00～17:00

●名護市社会福祉課障害福祉係(☎0980-53-1212／内線111・124)

※心の悩みを抱えていて、病院に通院していない方を対象に専門家である病院の臨床心理士が対応。
◇毎月第4金曜日14:00～17:00(要予約)

※療育手帳、児童デイ、特別障害者手帳など障害に関する手続きや申請、障害福祉に関すること。

◎労働基準監督署(☎0980-52-2691(代表))

※パワーハラスメントの相談
・職務上の権限や地位を背景にしたいじめ、嫌がらせ、強制等継続的に相手の人格や尊厳を傷つける行為
(雇用に関する差別による人権侵害)

◎那覇地方法務局名護支局(☎0980-52-2729)

※人権侵害に関する相談(いじめ、嫌がらせ、近隣の争い、土地の境界他)

●名護市社会福祉課保護係(☎0980-53-1212／内線102・112)

※生活保護に関する手続きや申請に関すること。
※生活保護を受給している世帯の子どもの問題(不登校や問題行動)に関すること。



◎無料法律相談

毎月第2・第4火曜日(13:00～16:00) ※祝祭日は繰り下げて開催
※事前電話予約が必要 ☎0980-53-1212／内線337 中央公民館第4研修室(定員10名)

◎消費者無料相談(10:00～16:00／名護市役所守衛室)

◎教育相談(9:00～17:00／名護中央公民館二階(学校教育課))

◎名護市民生委員・児童委員協議会(☎0980-53-4142(代表))

◎コザ児童相談所(☎098-937-0859)

◇相談受付時間9:00～11:00／13:00～18:00

◎沖縄虐待ホットライン(☎098-886-2900)

◇虐待に関する電話相談受付時間 月～金17:30～翌朝8:30 ◇土、日祝日24時間受付

◎名護警察署生活安全課(☎0980-52-0110(内線272))

◎警察本部少年課少年サポートセンター(☎0120-276-556)

◎ヤングテレホン(☎098-862-0111) ◇月～金9:30～18:15



◎社会福祉法人 療育園(☎0980-52-0957)



—発 行—

【名護市総務部総務課地域協働係】

〒905-8540 沖縄県名護市港 1-1-1

0980-53-1212 〈内線 215〉 FAX0980-53-6210